**○経済産業省
環境省告示第百号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年七月二十六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年八月六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—203	モロオカ　MS　T—650VDL	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地
NS—205	モロオカ　MS　T—1500VDL	〃	〃

**○経済産業省
環境省告示第百一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年七月二十六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年八月六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—588	マンテス　D—S　FC1C	富士物産株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目2番11号
NS—597	マンテス　E—S　FW1C	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　関越自動車道新潟線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
坂戸市大字中里字尉殿三五二番一	前	最大　五一	一三
		最小　四〇	
	後	最大　五一	
		最小　四九	

○国土交通省告示第七百八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山梨県南都留郡西桂町小沼字米倉三四八〇番二から同県南都留郡西桂町小沼字米倉三五一六番二地先まで	前	最大　三二	四二
		最小　三一	
	後	最大　五〇	
		最小　四三	
富士吉田市上暮地字五名米倉五番七から同市小明見字米倉六六六番四まで	前	最大　四八	
		最小　二七	
	後	最大　二三〇	
		最小　四一	

○国土交通省告示第七百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市朝日が丘二丁目字山ノ神六六七番四一から同市朝日が丘二丁目字蛇ヶ谷七二八番二まで	前	最大　三一四	五五
		最小　二五二	
	後	最大　三四四	
		最小　二五八	

○国土交通省告示第七百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下庄谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷、道路敷及び二線引畦畔

京都府宇治市炭山直谷	二五番一から二五番一一まで
京都府宇治市西笠取引坂	一六番 二三番一から二三番五まで 二四番一から二四番一二まで 二五番一から二五番五まで 二六番一から二六番五まで 二七番一から二七番五まで 二八番一から二八番五まで 二九番一から二九番五まで 三〇番 三一番一から三一番五まで 三二番一から三二番五まで 三三番から三六番まで
西笠取下荘川西	一番 一番乙